

# 直轄管理事業（総合管理型）実施要綱

平成元年7月7日元構改A第986号  
平成13年1月5日12構改A第970号  
令和3年3月29日2農振第3544号最終改正

各地方農政局長  
農林水産事務次官から 沖縄総合事務局長  
北海道開発局長 } あて

## 第1 目的及び趣旨

- 1 直轄管理事業（総合管理型）（以下「本事業」という。）は、同一の水系における複数の国営土地改良事業により造成された基幹的水利施設の管理を一元的な管理体制により行うことにより、それらの施設の効用を適正に発揮させることを目的とする。
- 2 本事業の実施については、土地改良法（昭和24年法律第195号）、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

## 第2 事業内容

本事業は、令第49条第1項第1号に掲げる事業のうち、複数の農業用排水施設の管理事業を同一の事業主体が一元的に行うものとする。

## 第3 採択基準

本事業の採択基準は、次のとおりとする。

- (1) 同一の水系における複数の国営土地改良事業により造成された基幹的水利施設（以下「基幹水利施設群」という。）を管理の対象とすること。
- (2) 基幹水利施設群の効用を適正に発揮させるため、それらの管理を一元的な管理体制により行うことが適当であると認められること。

## 第4 事業の採択等

- 1 都府県知事は、本事業の実施を希望するときは、申出書を地方農政局長を経由して農村振興局長に提出するものとする。
- 2 地方農政局長は、本事業の採択があった場合には、速やかに当該事業により複数の管理事業を一元的に行うために必要な事項について総合管理計画を作成するものとする。
- 3 総合管理計画の作成に要する経費は、本事業の事業費に含むものとする。

## 第5 委任

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に農村振興局長が定めるものとする。

附則

この通知は、令和3年3月29日から施行する。